Ⅲ　その他、特に留意すべき技術的事項等

（Ⅰ）　農作業における安全の確保

近年の農作業による死亡事故発生件数は、毎年４００件前後と横ばいで推移しているが、就業人口当たりの件数は増加傾向にある。また、就業人口１０万人当たりの死亡事故発生件数は、全産業平均の４倍強と高い水準にある。

他方、農作業死亡事故のうち約８割を６５歳以上の高齢者が占める状況にあり、高齢化の進展により、今後、この割合はますます増加するものと見込まれる。

こうした中、農作業事故を確実に防止するためには、

①　安全性の高い機械等の導入

②　農業機械等の安全な利用

③　農業者等における安全意識の醸成、特に、高齢者層の事故が増えていることを踏まえた啓発活動等の強化

④　労働衛生関係の法令の遵守や制度の活用による安全体制の整備

等の推進が重要である。

１　安全性の高い農業機械等の導入

近年の農作業死亡事故件数のうち、約７割が農業機械の利用中に発生している。こうした事故を防止するためには、高い安全性を有する農業機械の導入が重要である。

農業機械の安全性については、農業機械化促進法(昭和２８年法律第２５２号)に基づく型式検査や、(独)農研機構 生物系特定産業技術研究支援センターが実施する安全鑑定により確認されている。

このため、新たな農業機械の導入に当たっては、これらの検査・鑑定に合格・適合したもの（安全鑑定適合機種）から選択されるよう徹底する。

また、乗用型トラクターによる死亡事故原因の大半を占める機械の転落・転倒事故は、安全キャブ・フレームを装着することで、死亡事故率が１／８以下に抑制されることが明らかにされている。こうした安全キャブ・フレームの効果の周知等を通じて、中古機械も含めた乗用型トラクターの導入に当たっては、安全キャブ・フレームが装着された機種が選択されるよう徹底する。さらに、鳥獣被害防止用の電気柵の導入にあたっては、電気用品安全法（昭和３６年法律第２３４号）の適用を受ける電気柵電源装置の使用等、安全確保を徹底する。

＜関連情報＞

(独)農研機構 生物系特定産業技術研究支援センター さいたま本部（農業機械化研究所）ＨＰ
（http://brain.naro.affrc.go.jp/iam/index.html）

(独)農研機構 生物系特定産業技術研究支援センター 農作業安全情報センターＨＰ
（http://brain.naro.affrc.go.jp/anzenweb/）

(独)農研機構 生物系特定産業技術研究支援センター 農作業安全情報センターＨＰ

「安全キャブ・フレームをトラクターに付けよう！」
(http://brain.naro.affrc.go.jp/anzenweb/cab/cab.htm)
農林水産省ＨＰ「鳥獣被害対策用の電気さく施設における安全確保について」
(http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/denki_saku.html)

２　農業機械等の安全な利用

農業機械等による事故を防止するためには、安全性の高い機械の導入に加えて、日常点検整備や、取扱説明書に即した安全な機械の使用が不可欠である。

具体的には、①乗用型トラクターについて、可倒式の安全フレームが装着されている機種はフレームを立てて運行する、②シートベルトが装着されているものはシートベルトを着用する、③左右独立ブレーキのついた機種で道路を走行する場合には、ブレーキペダルの連結を確認する等、基本的な安全操作や手順の遵守を徹底する。

また、農業機械は、道路運送車両法(昭和２６年法律第１８５号)において大型特殊自動車に分類されるものを除き、車検等の定期的な整備・点検の義務づけはないものの、安全装置等の劣化や故障等が事故の原因となる場合も多いと考えられることから、日常的な点検・整備及び認定整備施設等における定期点検を受けることを推進する。

さらに、農業機械と一般自動車等との間での事故が多発していることから、公道走行時には、道路運送車両法及び道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)等の関係法令の遵守を徹底する。

また、公道走行中の追突事故は、農業機械と一般自動車との速度差が大きな原因となっていることから、夜間の追突防止対策として有効な低速車マーク及び反射テープの装着を推進する。

３　農業者における安全意識の醸成

農作業を安全に行う上で農業者等が留意すべき事項を取りまとめた「農作業安全のための指針」(平成１４年３月２９日付け１３生産第１０３１２号生産局長通知)等を活用して、地域における農作業安全対策の一層の促進を図る。

具体的には、都道府県、市町村等の各段階において農作業事故防止の推進計画を策定し、地域一体となった「農作業事故ゼロ運動」の展開、農作業保安指導員等の育成、農作業事故多発地帯等を中心とした農業者への安全指導の徹底及び研修会・講習会の開催等の取組を推進する。特に、日頃の農作業の中で、周辺の農業者に対し安全な機械利用等に係る助言を行う農業機械士の活動は効果的である。その効果をさらに高めるため、農業機械士等を対象として、農作業安全指導の専門家育成研修を行い、直接農作業者に安全指導を行う農作業保安指導員を育成・活用する。

なお、こうした取組の推進に当たっては、他の地域で一定の成果をあげている取組事例集を参考にする。

また、農作業事故は、加齢による心身諸機能の低下等により、年齢層が高くなるほどその発生率が増加することが明らかにされている。このため、自らの心身諸機能の低下や、そのことにより重大事故が増えることを高齢者が自覚・認識し、安全確保に十分に注意を払った作業が行われるよう、農作業事故防止啓発ツールの活用、高齢者向けの講習会の開

催及び啓発パンフレットの作成・配布等の啓発活動を強化する。
さらに、こうした安全対策を効果的に進めるためには、地域における農作業事故の発生状況等を把握した上で、事故の発生実態を踏まえた的確な対策を講じていくことが不可欠であることから、農作業事故情報の収集・分析体制を整備する。

＜関連情報＞
農林水産省ＨＰ「農作業事故防止の強化に向けた取組事例集」
(http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/zirei/index.html)
農林水産省ＨＰ「農作業事故防止啓発ツール」
(http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/tool/index.html)

４　労働衛生関係の法令遵守及び制度の活用

農業者が事業主として労働者を雇用する場合には、労働安全衛生法(昭和４７年法律第５７号)に基づき、雇用労働者に対し、安全又は衛生のための教育を行う等の義務を負う。また、法人においては１名以上、個人経営体においては５名以上の常時雇用労働者がいる場合には、農作業による事故発生時にその被災者や遺族を保護するための保険給付を行う労働者災害補償保険(一般に「労災保険」という。)への加入が義務づけられている。また、４名以下を雇用している場合においても、労災保険の加入義務はないものの、継続的な農業生産を行ううえで、労災保険への加入を行うことは重要である。
今後、法人化や経営規模の拡大が進展する中、雇用労働者に対する十分な安全や補償を確保するため、これらの法令や制度について確実な周知を図る。
なお、労災保険については、自営で農業を営む者（農業者）であっても、加入することによって、雇用労働者と同じように労働災害補償を受けることができる特別加入制度が設けられており、継続的な農業生産の取組を支援するための施策として重要であるため、制度の周知、加入推進について一層の取組強化を図る。

＜関連情報＞
厚生労働省ＨＰ「農業者のための特別加入制度について」
(http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-9.html)